

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

令和4年は「戦」という漢字で表現されましたが、皆様の企業・職場ではどんな締めくりになったでしょうか。令和5年は、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ企業活動の継続が求められる中であって、長引くウクライナ・ロシア紛争や世界経済の様々な影響によって物資調達が難しくなり、押し寄せる物価高騰の波はあらゆる方面にダメージを及ぼし、非常に厳しい企業運営が求められる年の幕開けのように思われます。

いかなる経済情勢下にあっても、労働災害の防止が企業の命題であることに変わりなく、働く人々の安全と健康の確保や職場環境の改善・維持向上について手を緩めることなく、健康経営を目指していただきますようお願い申し上げます。

盛岡労働基準監督署では、令和5年も「転倒災害の防止」を最大の課題とする一方、働き方改革の推進についても引き続き企業の皆様の支援に努力して参りたいと考えております。

盛岡労働基準監督署管内の企業そして働く人々の安全と健康を願ひ、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和5年1月吉日



盛岡労働基準監督署 職員一同

心と体の健康なくして安全なし



いわて年末年始無災害運動 展開中！



令和4年12月1日から令和5年1月31日まで、**いわて年末年始無災害運動**を展開しています。➔

1月は特に「転倒災害」が急増するシーズンです。盛岡監督署管内過去2年の1月期は全災害の約6割が転倒災害となっており、このことが年間の災害増加につながっています。

冬季特有災害の中でも特に、降雪・凍結による転倒災害の防止がキーポイントです。各社では既に降雪対策の準備を進めていると思いますが、「転びそうな場所はないか」今一度、敷地内・工場内・駐車場・事務所内の点検をお願いいたします。

転倒災害予防対策 以下4点について取り組んでいますか？

- POINT 1** 危険箇所の拾い出し、危険マップの作成、周知（見える化の推進）
- POINT 2** 危険箇所に対するリスクアセスメントの実施、計画的な改善
- POINT 3** 転倒予防体操の継続的な実施により転倒に強い体づくり
- POINT 4** 転倒予防のための教育

盛岡労働基準監督署
転倒予防



厚生労働省
「STOP！転倒災害」



厚生労働省
「職場のあんぜんサイト」



危険マップ
リスクアセスメント

体づくり
体感トレーニング

転倒予防
教育・研修



その他の注意事項（※過去に死亡災害あり）

- ① 除排雪作業に伴う機械災害（巻き込まれ、接触事故等）、屋根等からの墜落・転落災害、除雪作業時の腰痛
- ② 練炭、エンジン等内燃機関を有する機械、ジェットヒーター、瞬間湯沸かし器等による一酸化炭素中毒
- ③ 交通事故防止（アイスバーン、夜はブラックアイスバーン、橋上、日陰、カーブ）※スピードダウン、ゆとり運転、かも運転
- ④ 凍結⇔融雪を繰り返す場面での土砂崩壊、倒壊事故

最低賃金 改正 業務改善助成金



岩手県最低賃金（地域別最低賃金）が、令和4年10月20日から「時間額 854円」に改正されています。

年齢や正社員・契約社員・パート・アルバイト・委託などの雇用形態や呼称にかかわらず、岩手県内で働く全ての労働者に適用されます。最低賃金を下回る契約は違法であり、差額の支払いが必要となります。最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として罰金（50万円以下）が定められています。

(※) 岩手県最低賃金 https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijunbu/chingin.html →



岩手県特定（産業別）最低賃金が改正されます。

(令和4年12月2日岩手労働局労働基準部賃金室プレスリリース)

岩手県内の「鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業」「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」が令和4年12月31日発効、「自動車小売業」は令和5年1月1日発効、それぞれ改正されます。

なお、「各種商品小売業」「百貨店、総合スーパー」の最低賃金は据置きとなります。

特定（産業別）最低賃金が、岩手県最低賃金額を下回る場合は、岩手県最低賃金「時間額 854円」が適用されます。

チラシはこちら (※最低賃金額は労働者への周知義務があります)。 →→



業務改善助成金 最大600万円を助成

賃金上げを支援する助成金として「業務改善助成金」をご活用いただけます。

生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用を一部助成します。

- 制度に関するお問合せ
コールセンター 0120-366-440
- 申請に関するお問合せ
雇用環境均等室 019-604-3010

業務改善助成金
令和5年3月31日
申請締切 →→→



中小企業・小規模事業者の生産性
向上のための取組を支援 →→→



自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準告示) の改正

働き方改革関連法の施行に伴い、労働時間の上限規制が2019年（平成31年）4月1日から適用（中小企業は2020年（令和2年）4月1日から適用）されていますが、自動車運転者（ドライバー）については、2024年（令和6年）4月1日から上限規制（年960時間）が適用されることになっています。そのため、この間、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の見直し検討作業が継続的に行われ、令和4年11月19日開催された第183回労働政策審議会労働条件分科会において改正案が概ね妥当という答申がなされたことから、改善基準告示の見直しが行われることになりました。

厚生労働省HP「第183回労働政策審議会労働条件分科会」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29442.html →



「道路貨物運送業」は、過労死等の労災請求件数、支給決定件数ともに、他の産業、職種に比べ圧倒的に多くっており、トラック運転者の長時間労働の解消は過労死等防止対策として重要な課題です。

今後見直される「改善基準告示」を遵守し、過労死等のない職場を実現するためには、運送業者だけでは対応が難しく、これまでの運行計画を大きく改善することが求められますので、発着荷主のご理解とご協力が必要不可欠です。

物流の停滞は、企業活動や経済活動の停滞を意味し、我々の日々の生活にも大きな影響が及ぶことになります。

運送事業者だけでなく、発着荷主の皆様にも是非、トラック運転者の長時間労働改善にご協力をお願いいたします。

- トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター
フリーダイヤル 0120-763-420（通話料無料）
9:00~17:00（休日：祝祭日、12/29~1/3）



「トラックポータルサイト」
からも相談できます。 →→



人材開発支援助成金（人への投資促進コース） 労働者の知識・技能の向上にご活用ください

雇用保険被保険者に対して、職務に関連した専門的な知識と技能の習得を目的として、計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練中の賃金と訓練にかかった経費の一部を助成します。

また、自発的な教育訓練を受けるために必要な教育訓練休暇を労働者に与える長期教育訓練休暇等制度を企業に導入し、労働者が実際に教育訓練休暇等を取得した場合に導入経費と教育訓練休暇中の賃金の一部を助成します

訓練内容や実施目的に応じた以下のメニューがあります。

「高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練」「情報技術分野認定実習併用職業訓練」「定額制訓練」
「自発的職業能力開発訓練」「長期教育訓練休暇等制度」

● お問合せ先

岩手労働局 助成金相談コーナー
019-606-3285

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）リーフ（簡易版） →

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001020398.pdf>

